

## 雇用管理研修会

開催のお知らせ



人材の募集・採用・定着・育成や、魅力ある職場作りをするための研修会を開催いたします。

また、雇用管理改善に関する相談対応もおこなっていますので、ぜひ研修会にご参加ください。

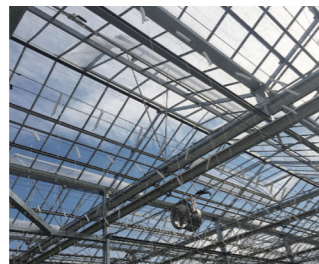
※相談対応は、研修会時に個別でご対応させていただきます。他、メールや電話、FAXでもご対応しております。

雇用管理研修会への参加のお申し込みやお問い合わせは本事業事務局までご連絡ください。

多くの皆様のご参加をお待ちしております。

実施予定日	時間	開催都道府県	実施会場
1月16日(火)	13:15~17:00	福島県南相馬市	かしま交流センター 中会議室
1月24日(水)	13:30~15:30	愛媛県西条市	JA周桑営農管理研修センター
1月25日(木)	午後	島根県出雲市	
1月26日(金)	午後	島根県益田市	

## 地域情報コーナー



11月の中旬に、宮崎空港から車で40分程の宮崎市内の農場を訪問しました。周りにはたくさんのビニールハウスがありますが、約2000㎡の最新式のダッチライト型グリーンハウスはひととき目立ちます。今年10月に設置されたばかりということですが、ハウスの中はご覧のようにミニトマトがすくすくと育っていました。最新式のハウスで気温や湿度、二酸化炭素量などを管理し、今はとにかく収穫量を増やすことに夢中ということでした。奥様、ご両親、シルバーのパートさんとともに農作業を

されており、労働力については現状なんとかなっているということですが、ハウス農業に興味のある若い人に来てもらって、一緒に働いてもらいたいとおっしゃっていました。宮崎でのハウスを使ったミニトマト栽培については、収穫サイクルの関係で1年の中で3~4ヶ月仕事の空白があり、年間雇用が難しいという問題があるようです。その期間をどのように凌いだらいいか、トマトの栽培とあわせて関心があるということでした。

発行元



平成29年度農林業職場定着支援事業（農業雇用改善推進事業）事務局  
〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-18-19 虎ノ門マリンビル11階  
株式会社日本旅行 ECP営業部 内  
TEL：03-5402-6401 FAX：03-3437-3944 Email：nougyou\_soudan@nta.co.jp

HP：<http://web.apollon.nta.co.jp/agricultural/>  
HPからも各種お問い合わせいただけます。

「農業雇用改善推進事業」でウェブ検索していただき、「日本旅行」が運用しているページが平成29年度のホームページです。



## 農業雇用だより

| 厚生労働省委託事業 | 農業雇用改善推進事業 |



2017.12

vol.3



## 労働保険について（その二、雇用保険）

前回、労働保険の中の「労災保険」のお話でしたが、今回は「雇用保険」についてのお話です。

労災保険は業務中の事故等による、ケガなどの補償をして貰えますが、そもそも「雇用されている」という大前提があります、つまり「雇用されていない期間」については何の補償もありません。

一方、雇用保険は「雇用そのものを補償する」目的があります。

（厚生労働省では雇用保険の概要を以下のように案内しています）

### 雇用保険は、

労働者が失業してその所得の源泉を喪失した場合、労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合及び労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合に、生活及び雇用の安定と就職の促進のために失業等給付を支給

失業の予防、雇用状態の是正及び雇用機会の増大、労働者の能力の開発及び向上その他労働者の福祉の増進を図るための二事業を実施

雇用保険は労災保険と異なり、「労働者が一人でもいれば強制加入」が原則です。

但し、「労働者が常時5人未満の個人経営の農林水産事業」については雇用保険への加入が任意となっているため、個人で農業を営まれている方は雇用保険未加入の場合もあると思います。「加入義務がないから・・・」という単純な理由で未加入の事業主も多いのではないのでしょうか？

そこで、雇用保険の主なメリットが何なのか？改めて考えてみましょう。

項目	雇用保険に加入済	未加入
万一の失業	一定期間「基本手当」 (以前の失業手当) が支給される。	直ちに「無収入」となる
技術の習得	公共職業訓練を受講した場合 「受講手当」「通所手当」が支給される。	全額が自己負担となる
病気・ケガ	ハローワークで求職活動中に 病気やケガが原因で15日以上活動できない場合 「傷病手当」が支給される	
子の養育	1歳未満の子を養育するために 育児休業を取得した場合、 (一定水準を満たしていれば) 「育児休業給付」が支給される	なんの給付も受けられない
家族の介護	家族を介護するために休業した場合 (一定水準を満たしていれば) 「介護休業給付」支給される	
労働者の視点	労働者の事を考えてくれている 事業者だと解り、就業応募もしやすく、 就業後も安心して働ける。	加入事業所比べて 安心感に欠ける。 結果的に就業希望者が 少なくなる傾向となる。

上記は制度の一部ですが、これだけでも労働者の立場からすると「雇用保険の加入事業所で働きたい」となるのは当然と思われそうです。

そして、雇用保険加入のメリットは労働者だけではなく「雇用者側」にも用意されています。

もちろん「就労希望者が集まりやすくなる」というメリットはもちろんですが以下の様な助成メニューが用意されているのです。

### キャリアアップ助成金

一定の雇用期間が定められている労働者、  
いわゆる非正規雇用の労働者の企業内でのキャリアアップ等を促進するため、  
これらの取り組みを実施した事業主に対して助成金を給付する

### 特定就職困難者雇用開発助成金

高齢者・障害者・母子家庭の母などの就職困難者を  
雇用した会社に賃金の一部を補助する

### トライアル雇用奨励金

職業経験、技能、知識などが不足しているために安定的な就職が困難な求職者を  
一定期間試行雇用した場合に助成金を給付する

この他にも、厚生労働省のメニューは多数にあり、また毎年見直しがされます。

気になった方は最新の助成メニューをご確認ください。

また、「雇用保険の加入」は助成金を受給する要件の一つとなっています（当然ですね）

もし、雇用保険未加入であれば、直ぐにお近くのハローワークに行き、早期に加入相談される事をお勧めいたします。